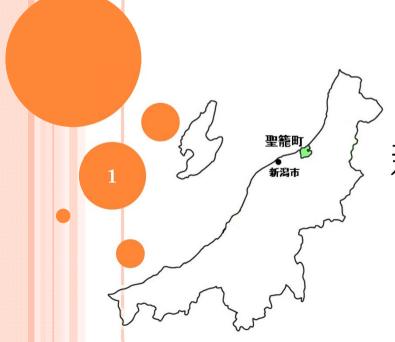


平成26年5月16日 地方分権改革有識者会議ヒアリング資料

「分権がもたらす豊かさ」とは



新潟県聖籠町 聖籠町長

渡邊廣吉

「個性を活かし自立した地方をつくること」



「住民が享受できる豊かさ」

「豊かさ」=・自然・生活の利便性

•医療、福祉、介護、教育の充実



何を選択するか

独自のまちづくり

都市と地方=都市部・農村部・中山間地場所によって地理的、財政的条件が違う



特に町村は多種多様で求める分権も多様

一律移譲に限界感



- •人材不足
- •財政悪化

提案制度、手挙げ方式は有効な手段

町村は規模が小さく、行政形態も多様 一定の広がりを持つことは難しい

個別案件ごとに検討が必要



住民が望むまちづくりへスピード感

例① 個別事案がまちづくりに大きな障害と なっている事例

昭和38年 拠点港ー新潟港東港区開発開始 昭和45年都市計画決定-市街化・調整区域の線引き



40年以上経過し、この間

役場庁舎、総合施設(体育館・文化会館・公民館)、保健センター、診療所等町公共施設の町中心部へ移設 同エリアを町の中心市街地促進エリアに位置付け

地理的状況は大きく変わった

宅地造成による住宅地の需要



市街化区域の変更

スピード感をもった対応 ができない



大臣の同意・県の許可 (ハードルが高い)



このような事例は何処でもあるものではなく、 めずらしい事例



「手挙げ方式」の一つとして 個別事案としての対応を望む

例②「提案募集方式」の導入による制度改革提案

都市計画法開発許可制度における地方公共団体が行う開発行為の制度適用除外

都市計画法の改正(H18.5.31公布 H19.11.30施行)

開発行為等への規制強化

①-②対応策

都市計画区域は複数の市町村を含む



全体的調整は必要



県と市町村の「協議の場」の設定(公開) 許可制は廃止とし、双方が対等の「協議の場」で行う。 公開することにより住民の理解が得られる。

例③ 指定地域密着型(介護予防)サービス の設備基準や運営基準等(介護保険法)

・地域密着型介護老人福祉施設の居室定員1人・ メリット 2人 →1人・2人・2人以上4人以下まで緩和 ・地方では、入居者は国民年金受給者が多く、多床 室が必要。個室では、家族の経済的支援が必要不 可欠。 →入居者30人以上の施設は県の許可 →入居者の選択の幅を広げ、地域の実情に合わ 課題 せようとするには、多床室の設置 許可権限の検 討の一方で、低い単価の検証も必要。 →県域が広く、市町村の調整が必要。 「協議の場」 →多床室の一定枠の確保

例④ 工場立地法に関する事務(特定工場の新設(変更)の届出の受理等/工場立地法等)

・企業側→手続にかかる時間や手間の短縮。 ・町側→企業との密接なコミュニケーションが可能となり、距離が縮まった。 ・緑地面積率等に係る地域準則の制定について町村へ権限移譲されていない。 →町村によって影響度合いが違うため、手挙げ方式でも良いのでは? →町村ごとの事情に合わせ、個別事案での対応が必要。

例⑤ 国からの調査・照会事項、計画策定

国からの調査・照会事項	件数(年間)	必要人員数
合 計	420件	656人日

省庁別

省庁名	件数	必要人員数	省庁名	件数	必要人員数
内閣府	16件	5.4人日	国土交通省	121件	96.5人日
内閣官房	2件	1.1人日	環境省	7件	10.0人日
総務省	108件	355.6人日	消防庁	33件	15.2人日
法務省	2件	1.0人日	消費者庁	5件	2.5人日
文部科学省	55件	56.2人目	文化庁	13件	2.5人日
厚生労働省	40件	65.9人日	人事院	1件	0.1人日
農林水産省	12件	40.3人日	会計検査院	1件	0.3人日
経済産業省	4件	3.5人日			

※必要人員数:おおよそ1人が1日(7時間45分)かけて行う場合を1とする。

町で策定している計画(H26.4.1現在)	件数
合計	34件
うち 法令に基づく必須計画	10件
うち 国からの要請・努力義務	14件
うち 町独自の計画	9件
うちその他	1件

調査・照会事項や計画策定もメリットはあるが、大きな負担となっている。

策定までに必要な職員数

義務付け・枠付けの見直しの対象として検討が必要

1,800人日

財源の確保

町村の状況

- ・行革等による人員削減
- ・財政の悪化(交付税の減、税収の減)



権限移譲

- ・ 事務量の増
- ・財政の圧迫

移譲による効果を発揮→住民が豊かさを享受できる。



地方が余裕をもって受けられる体制づくりが必要



財政面で保障



財政的自立=町民生活の豊かさ



町民の理解を得る総意工夫

ご清聴ありがとうございました。







協働による町民自治の実現



